

焼岳火山防災協議会規約の改正について（案）

1 改正理由

- ・有事の際などに専門家から円滑に助言等を受けるため、協議会、専門家の役割及び位置付けの明確化
- ・会員の追加及び所属名称の変更、修正による

2 改正内容

規約本文の一部を以下のとおり改める

旧（現行）	新（改正案）
<p>第2条 協議会は、前条の目的のため以下の事項を行う。</p> <p>(1) 火山活動及び火山防災対策の情報交換に関すること。</p> <p>(2) 火山噴火時の警戒避難体制の整備に関すること。</p> <p>(3) 火山防災意識の啓発活動に関するこ</p> <p>(4) 岐阜県及び長野県の都道府県防災会議が法第5条第2項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関するこ</p> <p>(5) 高山市及び松本市の市町村防災会議が法第6条第3項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関するこ</p> <p>(6) その他、目的達成のため必要と思わされること。</p>	<p>第2条 協議会は、前条の目的のため以下の事項を行う。</p> <p>(1) 火山活動及び火山防災対策の情報交換に関すること。</p> <p>(2) <u>火山活動の状況に応じた警戒避難体制の整備に関すること。</u></p> <p><u>(3) 噴火による災害が発生又は発生が予測された場合において、災害応急対策、災害復旧及び噴火終息後における復興に関し、岐阜県、高山市、長野県、松本市及び関係機関相互間の連絡調整に関するこ。</u></p> <p><u>(4) 火山防災意識の啓発活動に関するこ。</u></p> <p><u>(5) 岐阜県及び長野県の都道府県防災会議が法第5条第2項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関するこ。</u></p> <p><u>(6) 高山市及び松本市の市町村防災会議が法第6条第3項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関するこ。</u></p> <p><u>(7) その他、目的達成のため必要と思わること。</u></p> <p><u>2 前項の事項を行うため、別表1の第7号に定める会員が、協議会に対して意見を行った場合、その意見は技術的助言として、協議会が行う火山防災に関する検討のため活用するものとする。</u></p>

(新規追加)	<p>第3条</p> <p><u>5 第1項に定める会員に対して、会長から委嘱状を交付する。ただし、職名の指定による委嘱を受けている会員に対しては、委嘱状の交付を省略することとする。委嘱の期間は、委嘱を行った日から2年間とする。ただし、双方のどちらかの申出が無いときはさらに2年間継続し、以後も同様とする。</u></p>
--------	---

(新規追加)	<p><u>附 則</u></p> <p>この規約は、令和5年2月15日から施行する。</p> <p>第3条第5項の委嘱を行った日について、当規定の改正前に委嘱を受けていた者に対しては、新たに令和5年2月15日に委嘱を受けたものとみなす。</p>
--------	---

別表1

区分	改正前	改正後	
第3号	(新規追加)	国土交通省 北陸地方整備局 河川部河川計画課	課長
第7号	国立大学法人京都大学 防災研究所付属 地震予知研究センター 上宝観測所	所長 大見 士朗	所長 大見 士朗
第7号	国立大学法人京都大学 防災研究所 流域災害研究センター 穂高砂防観測所	准教授 宮田 秀介	准教授 宮田 秀介
第8号	(新規追加)	国土交通省 北陸地方整備局 防災室	室長

3 施行日

令和5年2月15日